

100条調査特別委員会記録

招集年月日	令和7年10月7日	拠点整備にかかる意見交換終了後
招集場所	多古町議会 議場	
開 会	令和7年10月7日	午後4時30分
出席委員	◎勝又一徳 ○飯田良一 宇井伸征 行橋千春 橋本孝之 佐藤利治 佐藤幸三 菅澤博隆 高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子 鵜澤 茂	
欠席委員	伊橋孝太郎	
会議録署名委員	橋本孝之 佐藤利治	
事務局	事務局長 鈴木裕之 事務局 篠塚雪乃	
協議事項	1 今後の委員会について	

会 議 の 経 過

○委 員 長 皆さんこんにちは。拠点整備に係る意見交換に引き続き、ご出席をいただきありがとうございます。ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより第9回100条調査特別委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町委員会条例第24条により、橋本孝之委員、佐藤利治委員を指名いたします。

本日の議題につきましては、今後の委員会についてであります。委員各位のご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

本日の委員会に先立ちまして、9月30日に委員会協議会を開き、今後の委員会について協議をいたしました。その結果について、事務局より説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 それでは説明をさせていただきたいと思いますが、本日の資料ということで、委員会協議会での決定事項、これ項目という形で書いてございますけれども、そちらをご確認いただければというふうに思います。それでは委員会協議会において、委員の皆様から出ました意見等につきまして、概要となりますが説明をさせていただきます。

まず、木川教育長への証人尋問につきましてですが、協議会の中で出ました意見等について申し上げます。今回の一番の問題点は、教育委員会で配布依頼したチラシに萩原宏紀議員が掲載されており、配布の時期が告示日に近い、または告示日以降に配られたことである。2月に県から公民教育についての通達があったわけだが、この通達をどのように理解して認識したのか。また、チラシの配布依頼についての文書が起案された際に、萩原議員が掲載されていることを認識していたのか。通達文書とリンクして考えられなかったのか、という点については、本人に聞いて確認する必要があるのではないかと。また、チラシが告示日以降に配布されたことが非常に大きな問題だと捉える。そこに至る過程の中で、やはり教育長の認識がどうであったのか確認しておくべきである。こういった意見が出されまして、協議の結果、委員会協議会としては、証人尋問を行うことで決定いたしました。

次に、委員会としての着地点、終結時期についてですが、協議会の中で出ました意見等について申し上げます。前回までの尋問において、職員においては基本的に認識不足であり、悪意があったわけではないということが明らかになった。しかし、選挙活動以外のところで、昨今話題にもなっている、いわゆるステルスマーケティングというようなことが、当事者の資金ではなく、第三者の資金によって行われてしまったということが大きな問題である。当該事案において、どういうところが問題で、どういうところが選挙の公平性を損なうおそれがあったかというところを今一度、職員及び議員の皆さんに理解してもらうという点が最終的な着地点であり、年度末を終結として進めていくことが良いのではないかと、といった意見が出されました。

この意見を踏まえまして協議の結果、委員会協議会としては、委員会の終結時期については年度末を目途として、着地点は再発防止とすることに決定いたしました。

次に、専門家へのアドバイスについてですが、協議会の中で出ました意見等について申し上げます。専門家へアドバイスを求めずに、自分たちでまとめるというやり方もあるが、選挙に立候補する立場である、当事者である議員が言及するのはおかしい感じがする。公職選挙法に詳しい弁護士あるいは大学教授などの識者などに依頼して、再発防止に係るアドバイス、ガイドラインのようなものを作ってもらい形がよいのではないかと。といった意見が出されまして、協議の結果、委員会協議会としては、専門家にガイドラインの作成について依頼することに決定をいたしました。

最後に、萩原議員への尋問等についてですが、協議会の中で出ました意見等について申し上げます。再発防止に向けて、第三者にアドバイス、ガイドライン作成の依頼をした場合、執行部側だけではなく、議員側の内容も盛り込むにあたり、今回の経緯について萩原議員への確認が必要になってくるのではないかと。議員としては、公職選挙法に関して、疑いがかからないように、疑惑が持たれないように細心の注意を払うべきである。今回の件は、萩原議員から依頼したことではないが、尋問の対象とするのか。話を聞かないで、最終的な提言として、議員の立場として盛り込むということも考えられる。尋問という形ではない方法も考えられるのではないかと。以上のような意見が出まして、調査報告書としてまとめる予定の、委員会から執行部に対する提言の中で、議員側に関する内容をどのようなプロセスのもと記載するかも含めて、その方法について、本日の委員会の中で皆さんから意見を求めて決定することといたしました。以上が、委員会協議会での協議経過となります。事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま事務局からの説明が終了いたしました。委員会協議会での協議結果につきまして、皆様のご意見をお願いいたします。ご意見等はございませんか。

私の方からですね、ただいま五つのことについて協議会での検討結果を伝えられましたが、一つ一つ私の方から申し上げますので、それについてご意見をいただきたいと思っております。

1番目として、元教育長への証人尋問を行うことについてご意見を伺いたいと思っております。それではお願いをいたします。

ご意見等なければ証人尋問を行うことでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 それでは2番目として、委員会としての目的、着地点は再発防止であることを確認させていただきたいと思っております。それについてご意見ある方、お伺いをいたします。

ご意見もございませんので、再発防止であることを確認します。

3番目に、専門家などに依頼をして再発防止に係るガイドラインを作成し、執行部への提言をすること。なお、ガイドラインについては執行部側だけではなく、議員に対する内容も盛り込むことと協議会で提案をされております。それについてご意見ございますか。

「なし。」の声。

○委員長 なければ、そのような形で確認をさせていただきます。

4番目として、委員会の終結は、本年度末を目途とすることを確認させていただきます。それについてご意見がある方はお願いをいたします。

異議もございませんので、それでは、委員会の終結は本年度末を目途とすることと、確認をさせていただきます。

5番目についてですが、萩原議員への証人尋問、もしくはそれに代わる方法についての聴取を行うかどうかについて、ご意見を伺いたいと思います。ご意見がある方お願いをいたします。宇井委員。

○宇井伸征委員 では、意見を申し上げさせていただきますが、証人尋問という形式をとるかどうかは問いませんが、本人に当時の状況を確認する必要があるというふうに感じております。鳴滝証人からいただいたお話と、また当時のお話の照合といたしますか、そういった意味も込めて必要と思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 宇井委員、ただいまの形なんですが、形式は証人尋問形式にした方がいいのか、それとも他の形式であるか、その別はどちらにいたしましょうか。

宇井委員。

○宇井伸征委員 今回の100条委員会の設置目的から逸脱しないということであれば、証人尋問形式でいった方がいいのではないかというふうに思います。そこがもし抵触して、それが不可ということであれば、他の質問形式を検討していただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○委員長 他にご意見ございますか。

他にご意見もございませんので、それでは私の判断でよろしいでしょうか。証人尋問という形にさせていただきたいと思います。抵触するかどうかについては、後から調べまして、どちらかにするという形にさせていただきたいと思います。

それでは、ただいま協議の結果、元教育長及び萩原宏紀議員に対し、証人喚問をすることに決しましたので、委員の皆様におかれましては、尋問事項申出書の提出をお願いいたします。提出依頼については、タブレットにアップロードされますので、ご確認をさせていただきたいと思ひます。なお、尋問事項申出書の提出を受け、尋問事項を決定するための委員会を開く運びとな

りますが、開催日につきましては、正副委員長並びに事務局と協議の上、決定をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

以上で、本日の議題は全て終了となりますが、皆様からのその他として何かございますでしょうか。ないようでしたら、以上で本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午後4時41分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和7年10月7日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 橋 本 孝 之

署名委員 佐 藤 利 治